

(証券コード 3945)
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋五丁目18番11号

bd スーパーマーケット株式会社

取締役社長 福田 晴明

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地
当社 所沢工場 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第81期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第81期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 故監査役吉田耕一氏に対し弔慰金贈呈の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.superbag.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.superbag.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資および成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

第81期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開を考慮いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は91,757,700円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもちまして任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>ふく だ はる あき 福田 晴 明 (昭和25年11月23日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 43,172株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和54年8月 当社入社 平成15年4月 当社開発部長 平成20年6月 当社取締役開発部長 平成22年6月 当社常務取締役購買物流本部長兼開発部長 平成23年4月 当社常務取締役購買物流本部長 平成24年4月 当社常務取締役物流本部長 平成26年6月 当社代表取締役社長兼物流本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成28年4月 当社代表取締役社長 平成28年5月 当社代表取締役社長執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 台湾超級包装材料股份有限公司董事長 株式会社中土製袋所代表取締役社長 上海世霸包装材料有限公司董事長</p>
	<p>取締役候補者とした理由 福田晴明氏は、入社以来、海外での勤務をはじめ当社における様々な部門の長を歴任しており、また、当社および国内外グループ会社での経営者としての豊富な経験と実績を有しております。当社グループの事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	
2	<p>やな い しゅんいちろう 柳 井 俊 一郎 (昭和29年8月14日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 1,000株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和53年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社常務取締役管理本部長 平成26年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長 平成28年5月 当社取締役常務執行役員 管理本部長兼総務部長 平成29年6月 当社取締役専務執行役員 管理本部長兼総務部長 (現任)</p>
	<p>取締役候補者とした理由 柳井俊一郎氏は、長年にわたり金融業務に携わり、当社においては総務部門をはじめ管理部門の長としての幅広い経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">ひらの　　てつ　　お 平野　　哲　　男 (昭和24年11月19日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 1,000株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成5年4月 当社札幌営業所長 平成11年4月 当社第三営業部長 平成17年6月 当社取締役第三営業部長 平成18年4月 当社取締役第一営業部長 平成22年4月 当社取締役営業管理部長 平成24年4月 当社取締役生産本部長 平成26年6月 当社常務取締役生産本部長 平成27年4月 当社常務取締役物流本部長、生産本部管掌 平成28年5月 当社取締役常務執行役員 物流本部長、生産本部管掌 平成29年6月 当社取締役専務執行役員 物流本部長、生産本部管掌 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 平野哲男氏は、入社以来長年にわたり営業部門を担当したのち、生産部門、物流部門の長を歴任するなど、当社業務に幅広く精通し実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>
4	<p style="text-align: center;">い　　み　　つとむ 飯見　　勉 (昭和28年9月8日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 800株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成12年4月 当社購買部次長 平成15年7月 当社購買部長 平成21年6月 当社取締役購買部長 平成24年4月 当社取締役購買本部長兼購買部長 平成28年5月 当社取締役執行役員 購買本部長兼購買部長 平成29年6月 当社取締役常務執行役員 購買本部長兼購買部長 平成30年4月 当社取締役常務執行役員 調達本部長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 飯見 勉氏は、調達部門の責任者としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>
5	<p style="text-align: center;">おお　やま　　とおる 大　山　　亨 (昭和35年5月17日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 200株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成18年4月 当社第二営業部副部長 平成20年4月 当社第四営業部長 平成24年6月 当社取締役第四営業部長 平成27年4月 当社取締役営業本部副本部長 平成28年4月 当社取締役営業本部長 平成28年5月 当社取締役執行役員 営業本部長 平成29年6月 当社取締役常務執行役員 営業本部長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 大山 亨氏は、営業部門の責任者としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	<p>よし だ せい いち 吉 田 精 一 (昭和28年7月9日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 400株</p> <p>再任</p>	<p>昭和49年1月 当社入社 平成12年4月 当社経理部次長 平成16年4月 当社経理部長 平成21年6月 当社取締役経理部長 平成28年5月 当社取締役執行役員 経理部長（現任）</p>
	<p>取締役候補者とした理由 吉田精一氏は、経理部門の責任者としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	
7	<p>ふく だ ひで のり 福 田 英 範 (昭和22年7月3日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 10,472株</p> <p>再任</p>	<p>昭和45年4月 大日本印刷株式会社入社 平成8年12月 大日本製本株式会社代表取締役社長 平成21年10月 DICグラフィックス株式会社取締役常務執行役員 平成26年4月 当社顧問 平成26年6月 当社取締役社長補佐 平成28年5月 当社取締役社長補佐執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長</p>
	<p>取締役候補者とした理由 福田英範氏は、企業経営者としての豊富な経験と実績があり、さらに当社およびグループ会社における経験と実績を重ねてきております。当社グループの成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	
8	<p>あさ の よし てる 浅 野 善 照 (昭和37年9月12日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 200株</p> <p>再任</p>	<p>昭和61年5月 当社入社 平成13年4月 当社郡山営業所長 平成17年7月 当社札幌営業所長兼仙台営業所長 平成23年4月 当社第一営業部長 平成28年5月 当社執行役員第一営業部長 平成29年4月 当社執行役員量販店第一営業部長 平成29年6月 当社取締役執行役員 量販店第一営業部長 平成30年4月 当社取締役執行役員 量販店第二営業部長（現任）</p>
	<p>取締役候補者とした理由 浅野善照氏は、入社以来長年にわたり営業部門の責任者として豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
9	<p style="text-align: center;">もと はし ひで あき 本 橋 秀 明 (昭和35年6月10日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 一株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>平成3年8月 当社入社 平成7年4月 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 平成22年3月 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 平成28年5月 当社執行役員 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 平成29年6月 当社取締役執行役員 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理</p>
<p>取締役候補者とした理由 本橋秀明氏は、入社以来長年にわたり国外グループ会社での経営者として豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
10	<p style="text-align: center;">ふる かわ はじめ 古 川 肇 (昭和31年3月12日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 500株</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>昭和53年9月 西崎高正税理士事務所入所 昭和56年6月 東京税理士会入会、税理士登録 平成6年1月 西崎高正税理士事務所継承 古川肇税理士事務所開設 平成7年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(現任)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由 古川 肇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務および会計に関しての専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>(注)1. 古川 肇氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 2. 古川 肇氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。また、同氏は過去に当社の監査役でありました。 3. 当社は古川 肇氏との間において、期待された役割を充分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。 ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。</p>		

(注)各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 故監査役吉田耕一氏に対し弔慰金贈呈の件

平成30年5月30日に逝去されました故監査役吉田耕一氏に対し、その在任中の功労に報いるため弔慰金を、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で贈呈いたしたく存じます。贈呈する具体的な金額、時期および方法は、監査役の協議にご一任願いたく存じます。

故監査役吉田耕一氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
よし だ こう いち 吉 田 耕 一	平成26年6月 当社常勤監査役 平成28年6月 当社監査役 平成30年5月 逝去

以 上

(添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善をはじめとした景気回復基調が続く一方で、地政学リスクや米国・欧州における政治経済動向などの影響により、依然として不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、個人消費の節約志向は依然として根強く、回復感に乏しい傾向にある一方、化成品原材料価格がじり高で推移したほか、物流コストが上昇した影響などから、厳しい状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは『収益力とグループ総合力の強化に向けた変革』を基本方針として、安定した収益の確保に向け、「売上の確保」、「生産の拡大・生産効率の向上」、「利益拡大」、「管理体制の強化」などを課題として、引き続き需要の開拓と徹底したコスト削減に取り組み、業績向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は33,082百万円（前年同期比1.2%減）、営業利益320百万円（前年同期比65.1%減）、経常利益350百万円（前年同期比56.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益209百万円（前年同期比61.4%減）となりました。

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

なお、各セグメントのセグメント損益（営業損益）は、各セグメントに配分していない全社費用703百万円を配分する前の金額であります。

(セグメント別売上高および受注高)

セグメント区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	受注高（百万円）	前年同期比（%）
紙製品事業	13,725	100.3	13,715	100.3
化成品事業	12,658	96.5	12,605	96.9
その他事業	6,698	100.1	6,705	100.5
合計	33,082	98.8	33,025	99.0

(紙製品事業)

紙製品事業につきましては、主力の手提袋の販売金額増加などにより、売上高は前年同期に比べ38百万円増加して13,725百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は生産効率の向上や製造コスト低減に努めたものの生産利益は横ばいとなり、仕入品の価格上昇や販売管理費が増加したことから、前年同期に比べ146百万円減少して654百万円となりました。

(化成品事業)

化成品事業につきましては、主力のレジ袋の販売数量減少などにより、売上高は前年同期に比べ460百万円減少して12,658百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は原材料価格および仕入価格の上昇に加えて販売管理費が増加し、前年同期に比べ358百万円減少して344百万円となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、S・V・S（スーパーバッグ・バンダー・システム）を主たる事業として展開しておりますが、清掃用品、販売用品およびギフト用品の増加などにより、売上高は前年同期に比べ9百万円増加して6,698百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は販売管理費の増加などにより、前年同期に比べ45百万円減少して24百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は578百万円であり、その主なものは、生産設備の増設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債および新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな景気回復への期待感があるものの、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響などによる景気下振れが懸念されております。また当社におきましては、原材料市況および為替変動による収支への影響から、先行き不透明な経営環境が続くものと予想されます。

このような環境のもと当社グループは、今年度を初年度とする新中期経営計画において、この3ヵ年を『営業／調達改革の3ヵ年』と位置づけ、企業体質の変革に取り組むことを目標としております。

そのために、『関係会社を含む各部門の強化』を対処すべき課題として掲げ、

- ①営業、調達、生産、物流各部門の協働による収益力の強化
 - ②全部門原価意識と市場・需要に応じた販売価格の徹底
 - ③グループ一体経営の加速
 - ④人の育成と活性化、開発力の強化、更なる品質向上へのチャレンジ
- を基本方針として重点的に取り組んでまいります。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 78 期 平成 26 年度	第 79 期 平成 27 年度	第 80 期 平成 28 年度	第 81 期 平成 29 年度 (当連結会計年度)
売 上 高	35,319百万円	35,170百万円	33,495百万円	33,082百万円
経 常 利 益	5百万円	264百万円	800百万円	350百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	112百万円	140百万円	543百万円	209百万円
1株当たり当期純利益	7円 32銭	9円 17銭	355円 21銭	137円 02銭
総 資 産	18,287百万円	17,786百万円	17,907百万円	17,807百万円
純 資 産	3,847百万円	3,776百万円	4,224百万円	4,514百万円
1株当たり純資産	243円 63銭	238円 84銭	2,674円 68銭	2,853円 12銭

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 平成29年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社中土製袋所	45百万円	85.7%	ポリ袋の製造を委託しております。
北海道スーパーバッグ株式会社	60百万円	100.0%	紙袋の製造を委託しております。
上海世霸包装材料有限公司	660万米ドル	85.0%	ポリ袋の製造を委託しております。
台湾超級包装材料股份有限公司	600万台湾ドル	89.8%	台湾国内にて、紙袋等の販売を行っております。
上海世霸商貿有限公司	50万人民币元	(100.0%)	中国国内にて、紙袋、ポリ袋、用度品、消耗資材等の販売を行っております。

(注)当社の出資比率の()は、間接所有分内数であります。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主要な製品	売上高構成比
紙製品事業	紙袋、紙器、包装紙、ラミネート加工紙	41.5%
化成品事業	ポリ袋、ゴミ袋	38.3%
その他事業	ギフト用品、文具・事務用品、販促品	20.2%

(8) 主要な事業所および工場

①当社

本社 東京都豊島区
支店 大阪、福岡
営業所 札幌、仙台、郡山、松本、名古屋、広島
工場 所沢、鶴ヶ島

②子会社

国内 (株)中土製袋所(富山市)、北海道スーパーバッグ(株)(三笠市)
海外 上海世霸包装材料有限公司(中国)、上海世霸商貿有限公司(中国)、台湾超級包装材料股份有限公司(台湾)

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
718名 [59名]	18名増 [1名増]

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマーおよび嘱託契約の社員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
438名 [58名]	14名増 [1名増]	37.5歳	15.4年

(注)1. 従業員数は当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマーおよび嘱託契約の社員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,013百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	739
三菱UFJ信託銀行株式会社	305
明治安田生命保険相互会社	300
農林中央金庫	200
株式会社埼玉りそな銀行	108
株式会社日本政策金融公庫	79

(注)株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,763,000株
(2) 発行済株式の総数 1,686,154株
(注)発行済株式の総数には、自己株式156,859株を含んでおります。
(3) 当事業年度末の株主数 1,621名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 田 産 業 株 式 会 社	446千株	29.22%
王子ホールディングス株式会社	68	4.47
株式会社みずほ銀行	68	4.45
明治安田生命保険相互会社	58	3.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	50	3.31
ザ・パック株式会社	50	3.31
福 田 晴 明	43	2.82
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	37	2.43
福 田 多 恵 子	36	2.40
伊藤忠紙パルプ株式会社	24	1.60

(注)1. 持株比率は、自己株式156,859株を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月1日を効力発生日として単元株式数を1,000株から100株へ変更するとともに、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これにより、発行可能株式総数は57,630,000株から5,763,000株となり、発行済株式総数は16,861,544株から1,686,154株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 田 晴 明	台湾超級包装材料股份有限公司董事長 株式会社中土製袋所代表取締役社長
取 締 役	柳 井 俊 一 郎	管理本部長兼総務部長
取 締 役	平 野 哲 男	物流本部長、生産本部管掌
取 締 役	飯 見 勉	購買本部長兼購買部長
取 締 役	大 山 亨	営業本部長
取 締 役	吉 田 精 一	経理部長
取 締 役	福 田 英 範	社長補佐 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長
取 締 役	浅 野 善 照	量販店第一営業部長
取 締 役	本 橋 秀 明	上海世霸包装材料有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
取 締 役	古 川 肇	税理士
常 勤 監 査 役	毛 塚 和 男	
監 査 役	吉 田 耕 一	
監 査 役	村 岡 公 一	村岡運輸株式会社代表取締役社長
監 査 役	米 林 和 吉	弁護士

- (注)1. 上記取締役のうち、古川 肇氏は、社外取締役であります。
2. 上記監査役のうち、村岡公一および米林和吉の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役毛塚和男氏は、長年にわたり経理・企画管理部門の経験を重ねてきており、財務および会計に関する専門的な知識を有しております。
4. 監査役吉田耕一氏は、長年にわたり経理部門の経験を重ねてきており、財務および会計に関する専門的な知識を有しております。
5. 当社は取締役古川 肇氏、監査役村岡公一および米林和吉の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成29年6月29日開催の第80回定時株主総会において、浅野善照および本橋秀明の各氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
7. 代表取締役社長福田晴明氏は、当事業年度末日後の平成30年4月24日付で上海世霸包装材料有限公司の董事長に就任しております。
8. 監査役吉田耕一氏は、平成30年5月30日に逝去により退任いたしました。
9. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
飯見 勉	購買本部長兼購買部長	調達本部長	平成30年4月1日
浅野 善照	量販店第一営業部長	量販店第二営業部長	平成30年4月1日

(ご参考) 当社は、当社グループを取り巻く環境の変化に適切かつ迅速に対応できるよう、執行役員制度を導入しております。平成30年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
代表取締役社長執行役員	福 田 晴 明 ※	執 行 役 員	川 名 明 夫
取締役専務執行役員	柳 井 俊 一 郎 ※	執 行 役 員	佐 野 町 勲
取締役専務執行役員	平 野 哲 男 ※	執 行 役 員	花 見 正 夫
取締役常務執行役員	飯 見 勉 ※	執 行 役 員	田 中 栄 一
取締役常務執行役員	大 山 亨 ※	執 行 役 員	元 木 歩
取締役執行役員	吉 田 精 一 ※	執 行 役 員	上 脇 伸 吾
取締役社長補佐執行役員	福 田 英 範 ※	執 行 役 員	福 田 昌 之
取締役執行役員	浅 野 善 照 ※	執 行 役 員	飛 田 修 吾
取締役執行役員	本 橋 秀 明 ※	執 行 役 員	手 塚 浩 彦

(注)※は、取締役を兼任いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役古川 肇氏、監査役毛塚和男、吉田耕一、村岡公一および米林和吉の各氏との間において、期待された役割を充分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10 名 (1 名)	127 百万円 (3 百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 名 (2 名)	22 百万円 (4 百万円)
合 計	14 名	150 百万円

- (注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金の額24百万円（取締役22百万円、監査役1百万円）が含まれております。
 3. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第52回定時株主総会において、月額2,000万円以内と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、昭和57年6月29日開催の第45回定時株主総会において、月額200万円以内と決議いただいております。
 5. 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる連結報酬等の額が1億円以上である会社役員は、当期につきましては該当がありません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役村岡公一氏は村岡運輸株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	古 川 肇	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、税理士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
監 査 役	村 岡 公 一	当事業年度開催の取締役会14回のうち8回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち8回に出席し、企業経営者としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要発言を適宜行っております。未出席の取締役会および監査役会については役員会資料等閲覧の上、必要発言を適宜行っております。
監 査 役	米 林 和 吉	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	18百万円

- (注)1. 当社監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月20日に開催した取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制を整備するために、取締役会規則その他関連規則を制定し、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、実効性ある内部統制システムの構築に努める。

ロ. 監査役は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止およびその是正を行う。

ハ. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会的信頼の維持および業務の公正性を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。また、コンプライアンスを推進するために、「スーパーバッグ株式会社 行動憲章」を制定し、これを遵守するとともに、従業員が法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置する。

ニ. 反社会的勢力および団体の不当要求に屈することなく、毅然とした態度で臨む旨を「スーパーバッグ株式会社 行動憲章」に定め、これを遵守するとともに、警察当局や特殊暴力対策連合会などの外部機関との情報交換や各種研修会への参加により信頼関係の構築および連携に努め、反社会的勢力排除のための整備強化を推進する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、情報資産の保存、管理を徹底する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社の業務執行に関わるリスクについては、発生頻度、大きさを分析、評価

し、その把握と管理のための体制を構築する。

- ロ. リスクの防止および損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明確化する。
- ハ. 緊急事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応を行い、被害対策と被害の拡大防止に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ロ. 経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役および各本部長等によって構成される本部長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ハ. 「組織および職務分掌規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の職務分掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社に対し、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、営業成績、財務状況その他の重要事項および発生した重要な事象について、当社の担当部門へ定期的な報告を求め、各担当部門長はこれを整理し、当社内必要機関に報告する。また、本部長会においてグループ会社に対するヒヤリングを半期ごとに実施し、それぞれの取締役に對し重要事項の報告を義務付ける。
- ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
グループ会社に対しては、「リスク管理規程」に準拠したリスク管理を求めるとともに、当社においては「関係会社管理規程」にグループ会社の重大なクレーム・その他事故の発生等・品質に関する事項について担当部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は「関係会社管理規程」にグループ会社の業務執行に関する事項についての担当部署を規定しており、担当部門長は担当する業務の遂行および改善についてグループ会社に対する指導指針を策定し、必要に応じて本部長会

の承認を得て、随時指示を与え指導する。

ニ、子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ会社は法令等に違反またはその懸念が生じた場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する。
- ・グループ会社の監査役は常にグループ会社の業務が適正に執行されているかにつき監査を実施し、当社監査役は、必要な範囲で関係会社に対し事業の経過の概要につき報告を求めることができる。また、グループ会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、当社監査部門により実施する。
- ・当社は、当社グループの取締役に対し、適宜法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ、監査役は、必要に応じて、内部監査室に監査補助者の設置など監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、内部監査室は、その結果を監査役に報告する。
- ロ、監査役より監査業務補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ハ、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑦取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ、当社および当社グループの取締役および使用人は法令・定款違反などの事実を発見した場合その他、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に速やかに報告する。また、報告者に対し不正な目的で通報を行った場合を除き、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ロ、監査役は、取締役会の他、当社グループの重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役および使用人から説明を求める。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、定期的に代表取締役をはじめとする執行部門との会合をもち、経営上の課題、監査上の課題等について、意見交換を行う。

ロ．監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室からも監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書の提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を確保する内部統制体制の整備および運用を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社およびグループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、研修での教育および全社会議での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は従業員が法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置しております。

グループ会社に対しては、法令等に違反またはその懸念が生じた場合は、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告することとしており、当社グループのコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

本部長会において、各部署およびグループ各社へのヒヤリングを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、平成19年6月28日開催の第70回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第46条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資および成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

(注)本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については、四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,299	流 動 負 債	10,015
現金及び預金	859	支払手形及び買掛金	4,872
受取手形及び売掛金	5,652	電子記録債務	2,106
電子記録債権	1,240	短期借入金	1,731
商品及び製品	2,373	リース債務	64
仕掛品	355	未払金	506
原材料及び貯蔵品	459	未払費用	111
前払費用	44	未払法人税等	52
未収入金	128	未払消費税等	20
繰延税金資産	104	前受金	25
その他	86	預り金	48
貸倒引当金	△2	賞与引当金	233
固 定 資 産	6,507	その他	243
有形固定資産	4,072	固 定 負 債	3,277
建物及び構築物	1,305	長期借入金	2,096
機械装置及び運搬具	929	リース債務	343
土地	1,123	繰延税金負債	57
リース資産	397	役員退職慰労引当金	100
建設仮勘定	235	環境対策引当金	4
その他	81	退職給付に係る負債	675
無形固定資産	54	負 債 合 計	13,292
借地権	31	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	6	株 主 資 本	4,072
電話加入権	15	資本金	1,374
投資その他の資産	2,380	資本剰余金	1,450
投資有価証券	1,642	利益剰余金	1,509
事業保険	83	自己株式	△261
差入保証金	265	その他の包括利益累計額	290
退職給付に係る資産	344	その他有価証券評価差額金	284
繰延税金資産	45	繰延ヘッジ損益	△6
その他	8	為替換算調整勘定	46
貸倒引当金	△10	退職給付に係る調整累計額	△33
資 産 合 計	17,807	非支配株主持分	151
		純 資 産 合 計	4,514
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,807

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		33,082
売 上 原 価		27,307
売 上 総 利 益		5,775
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,454
営 業 利 益		320
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	27	
為 替 差 益	3	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	33	
受 取 賃 貸 料	28	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	4	
受 取 保 険 金	6	
そ の 他	34	137
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	84	
賃 貸 費 用 他	11	
そ の 他	11	107
経 常 利 益		350
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	16	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	16
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	10
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		356
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	87	
法 人 税 等 調 整 額	40	128
当 期 純 利 益		227
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		17
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		209

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,374	1,450	1,391	△260	3,956
当期変動額					
剰余金の配当			△91		△91
親会社株主に帰属する 当期純利益			209		209
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	117	△1	116
当期末残高	1,374	1,450	1,509	△261	4,072

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	186	△0	24	△75	135	132	4,224
当期変動額							
剰余金の配当							△91
親会社株主に帰属する 当期純利益							209
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	97	△6	21	42	155	18	173
当期変動額合計	97	△6	21	42	155	18	289
当期末残高	284	△6	46	△33	290	151	4,514

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月25日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 島 緑 ㊤
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 井 肇 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバッグ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第81期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月5日

スーパーバッグ株式会社 監査役会

常勤監査役	毛 塚 和 男	Ⓔ
社外監査役	村 岡 公 一	Ⓔ
社外監査役	米 林 和 吉	Ⓔ

以 上

監査役吉田耕一氏は平成30年5月30日に逝去のため、本監査報告書に署名押印をいたしておりません。なお、監査役員数につきましては法令および定款の規定を満たしております。

貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,197	流動負債	9,134
現金及び預金	511	支払手形	1,915
受取手形	459	買掛金	2,905
売掛金	4,855	電 子 記 録 債 務	2,106
電子記録債権	1,240	短期借入金	1,041
商品及び製品	2,069	リース債	64
仕掛品	349	未払金	462
材料及び貯蔵品	235	未払費用	89
前払費用	31	未払法人税等	22
未収入金	338	未払消費税	24
繰延税金資産	77	前受り金	25
その他の	31	賞与引当金	40
貸倒引当金	△3	の	205
固定資産	6,138	固定負債	3,069
有形固定資産	2,978	長期借入金	1,952
建物	796	リース債	343
構築物	10	退職給付引当金	632
機械及び装置	572	役員退職慰労引当金	97
車輛運搬具	0	環境対策引当金	4
工具器具及び備品	36	繰延税金負債	40
土地	933	負債合計	12,204
リース資産	397	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	230	株 主 資 本	3,853
無形固定資産	22	資本	1,374
ソフトウェア	6	資本剰余金	1,450
電話加入権	15	資本準備金	849
投資その他の資産	3,137	その他資本剰余金	600
投資有価証券	1,527	利益剰余金	1,289
関係会社株式	816	利益準備金	285
事業保険	83	その他利益剰余金	1,004
差入保証金	262	固定資産圧縮積立金	7
前払年金費用	451	特別償却準備金	2
その他の	7	別途積立金	251
貸倒引当金	△10	繰越利益剰余金	743
		自己株式	△261
		評価・換算差額等	277
		その他有価証券評価差額金	284
		繰延ヘッジ損益	△6
資産合計	16,335	純資産合計	4,130
		負債及び純資産合計	16,335

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		30,652
売上原価		25,488
売上総利益		5,163
販売費及び一般管理費		5,017
営業利益		146
営業外収益		
受取利息及び配当金	80	
為替差益	2	
受取賃貸料	18	
貸倒引当金戻入益	4	
受取保険金	3	
その他	21	131
営業外費用		
支払利息	65	
賃貸費用	8	
その他	3	77
経常利益		200
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	8	8
税引前当期純利益		191
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	25	60
当期純利益		130

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,374	849	600	1,450	285	7	4	251	702	1,251
当期変動額										
剰余金の配当									△91	△91
当期純利益									130	130
固定資産圧縮積立金の取崩						△0			0	—
特別償却準備金の取崩							△2		2	—
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	△2	—	41	38
当期末残高	1,374	849	600	1,450	285	7	2	251	743	1,289

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△260	3,815	186	△0	186	4,002
当期変動額						
剰余金の配当		△91				△91
当期純利益		130				130
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			97	△6	91	91
当期変動額合計	△1	37	97	△6	91	128
当期末残高	△261	3,853	284	△6	277	4,130

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 島 緑 ㊟

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 井 肇 ㊟

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月5日

スーパーバッグ株式会社 監査役会

常勤監査役	毛 塚 和 男	㊤
社外監査役	村 岡 公 一	㊤
社外監査役	米 林 和 吉	㊤

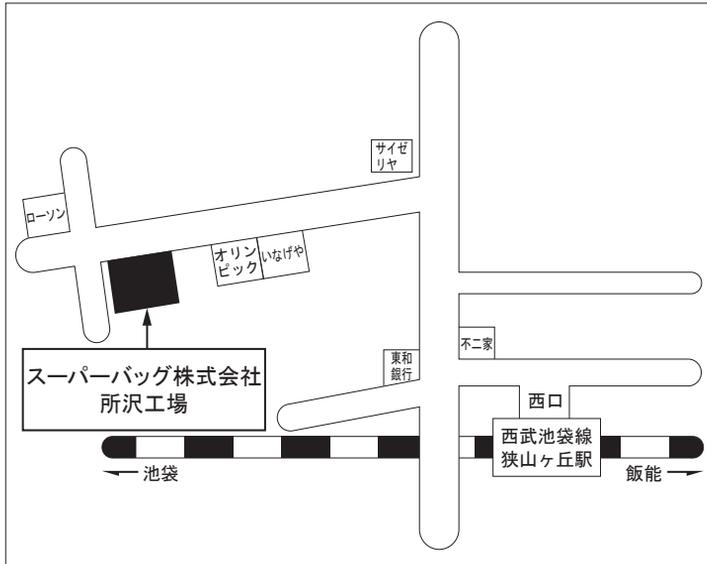
以 上

監査役吉田耕氏は平成30年5月30日に逝去のため、本監査報告書に署名押印をいたしておりません。なお、監査役員数につきましては法令および定款の規定を満たしております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地
当社 所沢工場 会議室



<交通のご案内>

西武池袋線狭山ヶ丘駅西口より徒歩13分

～送迎バスのご案内～

狭山ヶ丘駅西口前より、9時35分発当社マイクロバスの便がございます。